

# e-Learning コンテンツ作成のためのビデオ・写真撮影ガイドライン

e-Knowledge コンソーシアム四国

香川大学分室

作成：平成 25 年 9 月 27 日

本ドキュメントは、e-Learning コンテンツ作成のため、実際の講義をビデオや写真で撮影する場合の e-Knowledge コンソーシアム四国香川大学分室の撮影ガイドラインである。特に、履修者、担当教員、講義関係者に疑義が生じないことを目的とする。

## (撮影理由の周知)

担当教員が撮影理由を講義中に説明しない場合は、講義が始まる前までに、撮影者が、書面あるいは口頭により撮影理由を履修者に周知する。

## (撮影者情報の開示)

撮影者の本人情報（氏名・所属など）が、履修者、担当教員、講義関係者に容易にわかるように、職員証などを常時見える位置に付ける。

## (撮影時の制限)

履修者の肖像権などに十分注意して撮影すること。講義時間以外は履修者の様子などの撮影はしてはいけない。また、撮影時は履修者、担当教員、講義関係者から疑義を生じるような行動はしてはいけない。

## (撮影素材の原本保管)

撮影したビデオや写真について、かならず原本として未編集のデータを保管する。

## (ガイドラインの遵守と報告)

撮影終了後、本ガイドラインを遵守して撮影実施したことを、所定の書式にて、速やかに e-Knowledge コンソーシアム四国香川大学分室に提出する。なお、撮影時に履修者、担当教員、講義関係者から疑義などが発生した場合は、合わせて報告する。

## (備考)

本ガイドラインは平成 25 年 10 月 1 日以降に実施される撮影業務に対して適用する。

以上。